

令和8年

第1回大阪府後期高齢者医療広域連合議会

(2月定例会)

提出議案

## 目 次

- 議案第 1 号 令和 7 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）の件
- 議案第 2 号 令和 7 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）の件
- 議案第 3 号 令和 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 議案第 4 号 令和 8 年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 議案第 5 号 大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の件
- 議案第 6 号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件
- 議案第 7 号 大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の件
- 議案第 8 号 大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の件

(議案第1号)

令和7年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
一般会計補正予算(第1号)  
予算書・説明書

大阪府後期高齢者医療広域連合



令和7年度

一般会計補正予算(第1号)予算書



議案第1号

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合  
一般会計補正予算（第1号）

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,414千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ285,808千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

# 第 1 表 歳 入 歳 出

## 歳 入

款	項	補 正 前 の 額
1 分 担 金 及 び 負 担 金		259,983 <small>千円</small>
	1 負 担 金	259,983
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
歳 入 合 計		284,394

# 予 算 補 正

補 正 額	計
△ 38,641 <small>千円</small>	221,342 <small>千円</small>
△ 38,641	221,342
40,055	40,056
40,055	40,056
1,414	285,808

歳出

款	項	補正前の額
4 諸支出金		千円 0
	1 償還金及び還付加算金等	0
歳出合計		284,394

補 正 額	計
1,414 <sup>千円</sup>	1,414 <sup>千円</sup>
1,414	1,414
1,414	285,808

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
後期高齢者医療制度周知リーフレット(保険料率改定等)印刷業	令和7年度 ～ 令和8年度	0 <small>千円</small>	792 <small>千円</small>

令和7年度

一般会計補正予算(第1号)  
に関する説明書



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 及び金 分担金 及び金	千円 259,983	千円 △ 38,641	千円 221,342
4 繰越金	1	40,055	40,056
歳入合計	284,394	1,414	285,808

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
4 諸支出金	千円 0	千円 1,414	千円 1,414
歳出合計	284,394	1,414	285,808

補正額の財源			内訳
特 国府支出金	定 地方債	財 その他	一般財源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,414
0	0	0	1,414

## 2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額
1 分 担 金 及 び 負 担 金			259,983 <sup>千円</sup>	△ 38,641 <sup>千円</sup>
	1 負 担 金		259,983	△ 38,641
		1 市町村負担金	259,983	△ 38,641
4 繰 越 金			1	40,055
	1 繰 越 金		1	40,055
		1 繰 越 金	1	40,055
歳 入 合 計			284,394	1,414

計	節		説 明
	区 分	金 額	
221,342			
221,342			
221,342			
	1 事務費負担金	△ 38,641	事務費等負担金 △ 38,641
40,056			
40,056			
40,056			
	1 繰 越 金	40,055	前年度繰越金 40,055
285,808			

### 3 歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正
						特
						国府支出金
4 諸支出金			千円 0	千円 1,414	千円 1,414	千円 0
	1 償還金及び 還付加算金等		0	1,414	1,414	0
		1 償還金	0	1,414	1,414	0
歳 出 合 計			284,394	1,414	285,808	0

額の財源内訳			節		説明
定財源		一般財源	区分	金額	
地方債	その他				千円
0	0	1,414			
0	0	1,414			
0	0	1,414			
			22 償還金、利子 及び割引料	1,414	国庫補助金償還金 1,414
0	0	1,414			

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	区 分	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額	
			期 間	金 額
後期高齢者医療制度周知リーフレット(保険料率改定等)印刷業務	補 正 前	0	—	—
	補 正	792	—	—
	補 正 後	792	—	—

の についての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度 ┆ 令和8年度	0	0	0	0	0
令和7年度 ┆ 令和8年度	792	792	0	0	0
令和7年度 ┆ 令和8年度	792	792	0	0	0

(議案第2号)

令和7年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計  
補正予算(第2号)予算書・説明書

大阪府後期高齢者医療広域連合



令和7年度

後期高齢者医療特別会計  
補正予算(第2号)予算書



議案第2号

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和7年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ24,903,722千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,465,764,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

# 第 1 表 歳 入 歳 出

## 歳 入

款	項	補 正 前 の 額
1 市 町 村 支 出 金		278,021,630 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 負 担 金	278,021,630
2 国 庫 支 出 金		455,745,943
	2 国 庫 補 助 金	110,256,350
5 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金		1,507,879
	1 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金	1,507,879
6 財 産 収 入		56,700
	1 財 産 運 用 収 入	56,700
9 繰 越 金		1,607,103
	1 繰 越 金	1,607,103
歳 入 合 計		1,440,861,158

# 予 算 補 正

補 正 額	計
△ 1,029,398 <small>千円</small>	276,992,232 <small>千円</small>
△ 1,029,398	276,992,232
333,862	456,079,805
333,862	110,590,212
219,416	1,727,295
219,416	1,727,295
116,283	172,983
116,283	172,983
25,263,559	26,870,662
25,263,559	26,870,662
24,903,722	1,465,764,880

## 歳出

款	項	補正前の額
1 総務費		5,675,668 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	5,675,668
3 特別高額の医療費金 共同事業拠出金		1,508,474
	1 特別高額の医療費金 共同事業拠出金	1,508,474
6 基金積立金		212,686
	1 基金積立金	212,686
7 諸支出金		1,608,103
	1 償還金及 還付加算金 及び等	1,608,103
歳出	合計	1,440,861,158

補 正 額	計
333,862 <sup>千円</sup>	6,009,530 <sup>千円</sup>
333,862	6,009,530
219,416	1,727,890
219,416	1,727,890
9,185,408	9,398,094
9,185,408	9,398,094
15,165,036	16,773,139
15,165,036	16,773,139
24,903,722	1,465,764,880

## 第2表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
療養費審査補助業務	令和7年度 ） 令和8年度	0 <small>千円</small>	2,549 <small>千円</small>

令和7年度

後期高齢者医療特別会計  
補正予算(第2号)に関する説明書



## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括

#### (歳入)

款	補正前の額	補正額	計
1 市町村支出金	278,021,630 <small>千円</small>	△ 1,029,398 <small>千円</small>	276,992,232 <small>千円</small>
2 国庫支出金	455,745,943	333,862	456,079,805
5 特別高額医療費 共同事業交付金	1,507,879	219,416	1,727,295
6 財産収入	56,700	116,283	172,983
9 繰越金	1,607,103	25,263,559	26,870,662
歳入合計	1,440,861,158	24,903,722	1,465,764,880

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 総務費	5,675,668 <sup>千円</sup>	333,862 <sup>千円</sup>	6,009,530 <sup>千円</sup>
3 特別高額医療費金 共同事業拠出金	1,508,474	219,416	1,727,890
6 基金積立金	212,686	9,185,408	9,398,094
7 諸支出金	1,608,103	15,165,036	16,773,139
歳出合計	1,440,861,158	24,903,722	1,465,764,880

補正額の財源			内訳
特定財源		一般財源	
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
333,862		0	0
0	0	219,416	0
0	0	116,283	9,069,125
0	0	0	15,165,036
333,862	0	335,699	24,234,161

## 2 歳 入

款	項	目	補正前の額	補正額
1 市町村支出金			千円 278,021,630	千円 △ 1,029,398
	1 市町村負担金		278,021,630	△ 1,029,398
		1 事務費負担金	5,389,186	△ 1,029,398
2 国庫支出金			455,745,943	333,862
	2 国庫補助金		110,256,350	333,862
		1 調整交付金	109,133,459	333,862
5 特別高額医療費 共同事業交付金			1,507,879	219,416
	1 特別高額医療費 共同事業交付金		1,507,879	219,416
		1 特別高額医療費 共同事業交付金	1,507,879	219,416
6 財産収入			56,700	116,283
	1 財産運用収入		56,700	116,283
		1 利子及び配当金	56,700	116,283
9 繰越金			1,607,103	25,263,559
	1 繰越金		1,607,103	25,263,559
		1 繰越金	1,607,103	25,263,559
歳 入 合 計			1,440,861,158	24,903,722

計	節		説 明
	区 分	金 額	
千円 276,992,232		千円	千円
276,992,232			
4,359,788			
	1 事務費負担金	△ 1,029,398	保険給付等に係る人件費、事務費等負担金 △ 1,029,398
456,079,805			
110,590,212			
109,467,321			
	1 調整交付金	333,862	特別調整交付金 333,862
1,727,295			
1,727,295			
1,727,295			
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	219,416	法第117条に基づく交付金 219,416
172,983			
172,983			
172,983			
	1 利子及び配当金	116,283	医療給付費準備基金運用益 116,283
26,870,662			
26,870,662			
26,870,662			
	1 繰 越 金	25,263,559	事務費繰越金 1,141,744 事業費繰越金 24,121,815
1,465,764,880			

### 3 歳 出

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正
						特
						国府支出金
1 総務費			千円 5,675,668	千円 333,862	千円 6,009,530	千円 333,862
	1 総務管理費		5,675,668	333,862	6,009,530	333,862
		1 一般管理費	4,040,648	333,862	4,374,510	333,862
3 特別高額の医療費共同事業拠出金			1,508,474	219,416	1,727,890	0
	特別高額の医療費共同事業拠出金		1,508,474	219,416	1,727,890	0
		特別高額の医療費共同事業拠出金	1,507,879	219,416	1,727,295	0
6 基金積立金			212,686	9,185,408	9,398,094	0
	1 基金積立金		212,686	9,185,408	9,398,094	0
		医療給付費準備基金積立金	212,686	9,185,408	9,398,094	0
7 諸支出金			1,608,103	15,165,036	16,773,139	0
	1 償還金及び還付加算金等		1,608,103	15,165,036	16,773,139	0
		1 償還金	1,607,103	15,165,036	16,772,139	0
歳 出 合 計			1,440,861,158	24,903,722	1,465,764,880	333,862

額の財源内訳			節		説明
定財源		一般財源	区分	金額	
地方債	その他				
千円 0	千円 0	千円 0		千円	千円
0	0	0			
0	0	0			
			18 負担金、補助 及び交付金	333,862	特別対策補助金 333,862
0	219,416	0			
0	219,416	0			
0	219,416	0			
			18 負担金、補助 及び交付金	219,416	特別高額医療費 共同事業拠出金 219,416
0	116,283	9,069,125			
0	116,283	9,069,125			
0	116,283	9,069,125			
			24 積立金	9,185,408	医療給付費準備 基金積立金 9,185,408
0	0	15,165,036			
0	0	15,165,036			
0	0	15,165,036			
			22 償還金、利子 及び割引料	15,165,036	市町村負担金償還金 1,105,085 国庫負担金償還金 11,912,491 府費負担金償還金 1,780,724 国庫補助金償還金 366,736
0	335,699	24,234,161			

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	区 分	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額	
			期 間	金 額
療養費審査補助業務	補 正 前	0	—	—
	補 正	2,549	—	—
	補 正 後	2,549	—	—

の についての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		特 定 財 源			一 般 財 源
期 間	金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	千円	千円	千円	千円	千円
令和7年度 ～ 令和8年度	0	0	0	0	0
令和7年度 ～ 令和8年度	2,549	0	0	0	2,549
令和7年度 ～ 令和8年度	2,549	0	0	0	2,549

(議案第3号)

令和8年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
一般会計予算書

大阪府後期高齢者医療広域連合



## 令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合一般会計予算

令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ299,502千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		276,159 <sup>千円</sup>
	1 負担金	276,159
2 国庫支出金		1,956
	1 国庫補助金	1,956
3 寄附金		1
	1 寄附金	1
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		21,385
	1 預金利子	1
	2 雑入	21,384
歳入合計		299,502

歳出

款	項	金額
1 議会費		2,190 <sup>千円</sup>
	1 議会費	2,190
2 総務費		292,312
	1 総務管理費	292,064
	2 選挙費	92
	3 監査委員費	156
3 予備費		5,000
	1 予備費	5,000
歳出合計		299,502

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
「後期高齢者医療制度のしおり」(B6判・A4判)印刷業務	令和8年度 ┆ 令和9年度	19,546 <sup>千円</sup>

令和 8 年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
一般会計予算に関する説明書

大阪府後期高齢者医療広域連合



# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 分担金及び負担金	千円 276,159	千円 259,983	千円 16,176
2 国庫支出金	1,956	2,944	△ 988
3 寄附金	1	1	0
4 繰越金	1	1	0
5 諸収入	21,385	21,465	△ 80
歳入合計	299,502	284,394	15,108

(歳出)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較
1 議 会 費	2,190 <sup>千円</sup>	2,182 <sup>千円</sup>	8 <sup>千円</sup>
2 総 務 費	292,312	277,212	15,100
3 予 備 費	5,000	5,000	0
歳 出 合 計	299,502	284,394	15,108

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
1,956			2,190
			290,356
			5,000
1,956			297,546

## 2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度
1 分 担 金 及 び 負 担 金			276,159	259,983
	1 負 担 金		276,159	259,983
		1 市町村負担金	276,159	259,983
2 国庫支出金			1,956	2,944
	1 国庫補助金		1,956	2,944
		1 調整交付金	1,956	2,944
3 寄 附 金			1	1
	1 寄 附 金		1	1
		1 一般寄附金	1	1
4 繰 越 金			1	1
	1 繰 越 金		1	1
		1 繰 越 金	1	1
5 諸 収 入			21,385	21,465
	1 預 金 利 子		1	1
		1 預 金 利 子	1	1
	2 雑 入		21,384	21,464
		1 雑 入	21,384	21,464
歳 入 合 計			299,502	284,394

比較	節		説明
	区分	金額	
16,176			
16,176			
16,176			
	1 事務費負担金	276,159	広域連合の運営にかかる人件費、事務費等負担金 276,159
△ 988			
△ 988			
△ 988			
	1 調整交付金	1,956	特別調整交付金 1,956
0			
0			
0			
	1 一般寄附金	1	一般寄附金 1
0			
0			
0			
	1 繰越金	1	前年度繰越金 1
△ 80			
0			
0			
	1 預金利子	1	預金利子 1
△ 80			
△ 80			
	1 雑入	21,384	雑入 21,384
15,108			

### 3 歳 出

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
1 議 会 費			2,190 <sup>千円</sup>	2,182 <sup>千円</sup>	8 <sup>千円</sup>	
	1 議 会 費		2,190	2,182	8	
		1 議 会 費	2,190	2,182	8	
2 総 務 費			292,312	277,212	15,100	1,956
	1 総務管理費		292,064	276,963	15,101	1,956
		1 一般管理費	204,503	224,032	△ 19,529	1,956

度の財源内訳		節		説明
定財源	一般財源	区分	金額	
地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円
		2,190		
		2,190		
		2,190		
			1 報酬	議員報酬 789
			8 旅費	費用弁償 88
			10 需用費	消耗品費 48
			12 委託料	総務事務委託料 189
			13 使用料及び 借料	使用料 1,076
		290,356		
		290,108		
		202,547		
			1 報酬	特別職報酬 252 非常勤職員報酬 336 委員報酬 120 会計年度任用職員報酬 6,218
			3 職 手当等	時間外勤務手当 7,265 期末・勤勉手当 2,420
			4 共済費	公務災害補償基金負担金 27 社会保険料負担金等 1,766
			7 報償費	報償金 836
			8 旅費	費用弁償 889 普通旅費 395
			9 交際費	交際費 1
			10 需用費	消耗品費 1,448 食糧費 3 印刷製本費 19,088 光熱水費 5,412 修繕費 58

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
			千円	千円	千円	千円
		2 電子計算費	87,507	52,877	34,630	
		3 公 平 委 員 会 費	54	54	0	
	2 選 挙 費		92	92	0	
		1 選 挙 管 理 委 員 会 費	92	92	0	

度の財源内訳		節		説明	
定財源		区分	金額		
地方債	その他			一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	
			11 役務費	4,477	通信運搬費 2,431 手数料 1,292 筆耕翻訳料 754
			12 委託料	4,115	総務事務委託料 4,115
			13 使用料及び賃借料	37,042	使用料 37,042
			17 備品購入費	737	庁用器具費 737
			18 負担金、補助及び交付金	111,598	負担金 111,528 分担金 70
		87,507			
			10 需用費	150	消耗品費 50 修繕料 100
			12 委託料	41,033	電子計算機保守業務委託料 7,916 電子計算機整備業務委託料 33,117
			13 使用料及び賃借料	46,324	使用料 21,715 電子計算機賃借料 24,609
		54			
			1 報酬	36	委員報酬 36
			8 旅費	18	費用弁償 18
		92			
		92			
			1 報酬	68	委員報酬 68
			8 旅費	24	費用弁償 24

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
	3 監査委員費		千円 156	千円 157	千円 △ 1	千円
		1 監査委員費	156	157	△ 1	
3 予 備 費			5,000	5,000	0	
	1 予 備 費		5,000	5,000	0	
		1 予 備 費	5,000	5,000	0	
歳 出 合 計			299,502	284,394	15,108	1,956

度の財源内訳		節		説明
定財源	一般財源	区分	金額	
地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円
		156		
		156		
			1 報酬	委員報酬 120
			8 旅費	費用弁償 36
		5,000		
		5,000		
		5,000		
		297,546		

# 給 与 費 明

## 1 特別職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	その他の手当
本年度	長 等	5 <sup>人</sup>	252 <sup>千円</sup>	0 <sup>千円</sup>	0 <sup>千円</sup>
	議 員	20	789	0	0
	その他特別職	20	680	0	0
	計	45	1,721	0	0
前年度	長 等	5	252	0	0
	議 員	20	789	0	0
	その他特別職	20	680	0	0
	計	45	1,721	0	0
比 較	長 等	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0
	その他特別職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

## 2 一般職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	その他の手当
本 年 度		12 <sup>人</sup>	6,218 <sup>千円</sup>	0 <sup>千円</sup>	9,685 <sup>千円</sup>
前 年 度		12	6,328	0	12,228
比 較		0	△ 110	0	△ 2,543

その他の手当 (一般職) の内訳	区 分	時間外勤務 手 当	期 末・勤 勉 手 当
	本 年 度	7,265 <sup>千円</sup>	2,420 <sup>千円</sup>
	前 年 度	9,791	2,437
	比 較	△ 2,526	△ 17

# 細 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
252	0	252	
789	0	789	
680	0	680	
1,721	0	1,721	
252	0	252	
789	0	789	
680	0	680	
1,721	0	1,721	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
15,903	1,793	17,696	
18,556	2,190	20,746	
△ 2,653	△ 397	△ 3,050	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降
		期 間	金 額	期 間
「後期高齢者医療制度 のしおり」(B6判・A4判) 印 刷 業 務	19,546 <sup>千円</sup>	—	— <sup>千円</sup>	令和8年度 ～ 令和9年度

の についての前年度末までの支出額  
以降の支出予定額等に関する調書

の支出予定額	左 の 財 源 内 訳			一 般 財 源
	特 定 財 源			
金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
19,546	559	0	0	18,987

(議案第4号)

令和8年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計予算書

大阪府後期高齢者医療広域連合



議案第4号

令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算

令和8年度大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,471,968,529千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、70,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 2款 保険給付費の各項に計上した経費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

# 第 1 表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金 額
1 市 町 村 支 出 金		299,331,602 <sup>千円</sup>
	1 市 町 村 負 担 金	299,331,602
2 国 庫 支 出 金		463,892,741
	1 国 庫 負 担 金	350,746,626
	2 国 庫 補 助 金	113,146,115
3 府 支 出 金		123,787,024
	1 府 負 担 金	123,787,024
4 支 払 基 金 交 付 金		573,225,727
	1 支 払 基 金 交 付 金	573,225,727
5 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金		1,678,523
	1 特 別 高 額 医 療 費 金 共 同 事 業 交 付 金	1,678,523
6 財 産 収 入		117,600
	1 財 産 運 用 収 入	117,600
7 寄 附 金		1
	1 寄 附 金	1
8 繰 入 金		8,000,000
	1 基 金 繰 入 金	8,000,000
9 繰 越 金		100
	1 繰 越 金	100
10 諸 収 入		1,935,211
	1 預 金 利 子	99,426
	2 雑 入	1,835,785
歳 入 合 計		1,471,968,529

## 歳出

款	項	金額
1 総務費		4,824,468 <sup>千円</sup>
	1 総務管理費	4,824,468
2 保険給付費		1,453,732,119
	1 療養諸費	1,353,655,874
	2 高額療養諸費	96,260,645
	3 その他医療給付費	3,815,600
3 特別高額医療費 共同事業拠出金		1,679,118
	1 特別高額医療費 共同事業拠出金	1,679,118
4 支払基金拠出金		5,529,585
	1 支払基金拠出金	5,529,585
5 保健事業費		6,069,539
	1 健康保持増進事業費	6,069,539
6 基金積立金		117,600
	1 基金積立金	117,600
7 諸支出金		1,100
	1 償還金及び還付加算金等	1,100
8 予備費		15,000
	1 予備費	15,000
歳出合計		1,471,968,529

## 第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
資 格 確 認 書 等 印 刷 及 び 封 入 封 緘 業 務	令和8年度 ） 令和9年度	千円 2,407
高 額 介 護 合 算 療 養 費 勸 奨 補 助 業 務	令和8年度 ） 令和9年度	1,105
健 康 診 査 受 診 券 及 び 歯 科 健 康 診 査 案 内 に 係 る 印 刷 及 び 封 入 封 緘 業 務	令和8年度 ） 令和9年度	91,597
健 康 診 査 受 診 票 兼 結 果 票 及 び 歯 科 健 康 診 査 受 診 票 に 係 る 印 刷 業 務	令和8年度 ） 令和9年度	9,611
人 間 ド ッ ク 費 用 助 成 に 係 る 資 料 点 検 ・ 決 定 通 知 書 送 付 ・ デ ー タ 入 力 等 業 務	令和8年度 ） 令和9年度	16,132

令和 8 年度

大阪府後期高齢者医療広域連合  
後期高齢者医療特別会計  
予算に関する説明書

大阪府後期高齢者医療広域連合



# 歳入歳出予算事項別明細書

## 1 総括

### (歳入)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
	千円	千円	千円
1 市町村支出金	299,331,602	278,021,630	21,309,972
2 国庫支出金	463,892,741	455,597,443	8,295,298
3 府支出金	123,787,024	122,745,103	1,041,921
4 支払基金交付金	573,225,727	569,796,445	3,429,282
5 特別高額医療費 共同事業交付金	1,678,523	1,507,879	170,644
6 財産収入	117,600	56,700	60,900
7 寄附金	1	1	0
8 繰入金	8,000,000	10,000,000	△ 2,000,000
9 繰越金	100	168	△ 68
10 諸収入	1,935,211	1,380,354	554,857
歳入合計	1,471,968,529	1,439,105,723	32,862,806

## (歳出)

款	本 予 年 算 度 額	前 予 年 算 度 額	比 較
1 総務費	4,824,468 <sup>千円</sup>	5,527,168 <sup>千円</sup>	△ 702,700 <sup>千円</sup>
2 保険給付費	1,453,732,119	1,424,825,327	28,906,792
3 特別高額医療費 共同事業拠出金	1,679,118	1,508,474	170,644
4 支拠出基金	5,529,585	862,971	4,666,614
5 保健事業費	6,069,539	6,152,929	△ 83,390
6 基金積立金	117,600	212,686	△ 95,086
7 諸支出金	1,100	1,168	△ 68
8 予備費	15,000	15,000	0
歳出合計	1,471,968,529	1,439,105,723	32,862,806

本年度予算額の財源内訳			
特定財源			一般財源
国府支出金	地方債	その他	
千円	千円	千円	千円
431,998			4,392,470
584,675,631		868,957,062	99,426
		1,678,523	595
		5,529,585	
2,572,136		3,497,403	
		117,600	
			1,100
			15,000
587,679,765		879,780,173	4,508,591

## 2 歳 入

款	項	目	本 年 度	前 年 度
1 市町村支出金			299,331,602 <sup>千円</sup>	278,021,630 <sup>千円</sup>
	1 市町村負担金		299,331,602	278,021,630
		1 事務費負担金	4,092,155	5,389,186
		2 保険料等負担金	181,759,647	161,260,200
		3 療養給付費 負担金	113,479,800	111,372,244
2 国庫支出金			463,892,741	455,597,443
	1 国庫負担金		350,746,626	345,489,593
		1 療養給付費 負担金	340,439,402	334,116,734
		2 高額医療費 負担金	10,307,224	11,372,859
	2 国庫補助金		113,146,115	110,107,850
		1 調整交付金	112,084,762	108,984,959
		2 後期高齢者医療 制度事業費補助金	1,061,353	1,122,891

比較	節		説明
	区分	金額	
21,309,972			
21,309,972			
△ 1,297,031			
	1 事務費負担金	4,092,155	保険給付にかかる人件費、事務費等負担金 4,092,155
20,499,447			
	1 保険料等負担金	181,759,647	医療給付費分 177,945,678 子ども・子育て支援納付金分 3,813,969
2,107,556			
	1 療養給付費負担金	113,479,800	市町村の定率負担金(1/12) 113,479,800
8,295,298			
5,257,033			
6,322,668			
	1 療養給付費負担金	340,439,402	国の定率負担金(3/12) 340,439,402
△ 1,065,635			
	1 高額医療費負担金	10,307,224	高額医療費負担金(1/4) 10,307,224
3,038,265			
3,099,803			
	1 調整交付金	112,084,762	調整交付金 109,381,958 特別調整交付金 2,702,804
△ 61,538			
	1 後期高齢者医療制度事業費補助金	1,061,353	健康診査事業 1,061,353

款	項	目	本 年 度	前 年 度
3 府 支 出 金			123,787,024 <sup>千円</sup>	122,745,103 <sup>千円</sup>
	1 府 負 担 金		123,787,024	122,745,103
		1 療 養 給 付 費 金 負 担 金	113,479,800	111,372,244
		2 高 額 医 療 費 金 負 担 金	10,307,224	11,372,859
4 支 払 基 金 交 付 金			573,225,727	569,796,445
	1 支 払 基 金 交 付 金		573,225,727	569,796,445
		1 後 期 高 齢 者 金 交 付 金	573,225,727	569,796,445
5 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金			1,678,523	1,507,879
	1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金		1,678,523	1,507,879
		1 特 別 高 額 医 療 費 共 同 事 業 交 付 金	1,678,523	1,507,879
6 財 産 収 入			117,600	56,700
	1 財 産 運 用 収 入		117,600	56,700
		1 利 子 及 び 配 当 金	117,600	56,700

比較	節		説明
	区分	金額	
1,041,921			
1,041,921			
2,107,556			
	1 療養給付費金 負担	113,479,800	府の定率負担金(1/12) 113,479,800
△ 1,065,635			
	1 高額医療費金 負担	10,307,224	高額医療費負担金(1/4) 10,307,224
3,429,282			
3,429,282			
3,429,282			
	1 後期高齢者金 交付	573,225,727	法第100条に基づく交付金 573,225,727
170,644			
170,644			
170,644			
	1 特別高額医療費 共同事業交付金	1,678,523	法第117条に基づく交付金 1,678,523
60,900			
60,900			
60,900			
	1 利子及び配当金	117,600	預金利子等 117,600

款	項	目	本 年 度	前 年 度
7 寄 附 金			千円 1	千円 1
	1 寄 附 金		1	1
		1 一 般 寄 附 金	1	1
8 繰 入 金			8,000,000	10,000,000
	1 基 金 繰 入 金		8,000,000	10,000,000
		1 医 療 給 付 費 準 備 基 金 繰 入 金	8,000,000	10,000,000
9 繰 越 金			100	168
	1 繰 越 金		100	168
		1 繰 越 金	100	168
10 諸 収 入			1,935,211	1,380,354
	1 預 金 利 子		99,426	44,100
		1 預 金 利 子	99,426	44,100

比較	節		説明
	区分	金額	
千円 0		千円	千円
0			
0			
	1 一般寄附金	1	一般寄附金 1
△ 2,000,000			
△ 2,000,000			
△ 2,000,000			
	1 医療給付費準備基金繰入金	8,000,000	医療給付費準備基金からの繰入金 8,000,000
△ 68			
△ 68			
△ 68			
	1 繰越金	100	前年度繰越金 100
554,857			
55,326			
55,326			
	1 預金利子	99,426	預金利子等 99,426

款	項	目	本 年 度	前 年 度
	2 雑 入		千円 1,835,785	千円 1,336,254
		1 第三者納付金	1,346,798	1,073,663
		2 返 納 金	172,078	262,590
		3 雑 入	316,909	1
歳 入 合 計			1,471,968,529	1,439,105,723

比 較	節		説 明
	区 分	金 額	
499,531			
273,135			
	1 第三者納付金	1,346,798	第三者行為に係る損害賠償金 (法第58条) 1,346,798
△ 90,512			
	1 返 納 金	172,078	不当利得返還金等 172,078
316,908			
	1 雑 入	316,909	国保連システム更改積立金返還 金等 316,909
32,862,806			

### 3 歳 出

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
1 総 務 費			4,824,468	5,527,168	△ 702,700	431,998
	1 総務管理費		4,824,468	5,527,168	△ 702,700	431,998
		1 一般管理費	3,411,992	3,892,148	△ 480,156	428,896

度の財源内訳		節		説明	
定財源		区分	金額		
地方債	その他			一般財源	
千円	千円	千円	千円	千円	
		4,392,470			
		4,392,470			
		2,983,096			
			1 報酬	29,882	会計年度任用職員報酬 29,882
			3 職員等手当	33,392	時間外勤務手当 21,762 期末・勤勉手当 11,630
			4 共済費	8,389	公務災害補償基金負担金 113 社会保険料負担金等 8,276
			7 報償費	1,184	報償費 1,184
			8 旅費	4,168	費用弁償 3,720 普通旅費 448
			10 需用費	41,312	消耗品費 1,574 印刷製本費 39,738
			11 役務費	1,682,524	通信運搬費 1,079,782 手数料 602,742
			12 委託料	1,271,901	給付事務委託料 1,148,493 総務事務委託料 23,900 資格事務委託料 99,508
			13 使用料及び賃借料	1,027	使用料 1,027
			18 負担金、補助及び交付金	338,213	負担金 334,320 会費 198 補助金 3,695

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
		2 電子計算費	1,412,476 <sup>千円</sup>	1,635,020 <sup>千円</sup>	△ 222,544 <sup>千円</sup>	3,102 <sup>千円</sup>
2 保険給付費			1,453,732,119	1,424,825,327	28,906,792	584,675,631
	1 療養諸費		1,353,655,874	1,331,308,468	22,347,406	545,794,094
		1 療養給付費	1,351,245,243	1,328,917,062	22,328,181	545,794,094
		2 審査支払 手 数 料	2,410,631	2,391,406	19,225	
	2 高 額 療 養 諸 費		96,260,645	90,064,808	6,195,837	38,881,537
		1 高額療養費	94,385,265	88,376,679	6,008,586	38,124,034
		2 高額介護合 算療養費	1,875,380	1,688,129	187,251	757,503

度の財源内訳		節		説明
定財源	一般財源	区分	金額	
地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円
	1,409,374			
		10 需用費	656	消耗品費 556 修繕料 100
		11 役務費	141	手数料 141
		12 委託料	386,167	電子計算機保守業務委託料 181,522 電子計算機整備業務委託料 204,645
		13 使用料及び賃借料	946,662	使用料 536,672 電子計算機賃借料 409,990
		18 負担金、補助及び交付金	78,850	負担金 78,850
868,957,062	99,426			
807,768,966	92,814			
805,358,335	92,814			
		18 負担金、補助及び交付金	1,351,245,243	療養給付費 1,351,245,243
2,410,631				
		11 役務費	2,410,631	審査支払手数料 2,410,631
57,372,496	6,612			
56,254,748	6,483			
		18 負担金、補助及び交付金	94,385,265	高額療養費 94,385,265
1,117,748	129			
		18 負担金、補助及び交付金	1,875,380	高額介護合算療養費 1,875,380

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年
						特
						国府支出金
	3	そ の 他 医 療 給 付 費	千円 3,815,600	千円 3,452,051	千円 363,549	千円
		1 葬 祭 費	3,815,500	3,451,200	364,300	
		2 傷病手当金	100	851	△ 751	
特別高額 3 医療費共同 事業拠出金			1,679,118	1,508,474	170,644	
	1	特別高額 医療費共同 事業拠出金	1,679,118	1,508,474	170,644	
		特別高額 1 医療費共同 事業拠出金	1,678,523	1,507,879	170,644	
		特別高額医療 2 費共同事業 事務費拠出金	595	595	0	
4 支払基金 拠出金			5,529,585	862,971	4,666,614	
	1	支払基金 拠出金	5,529,585	862,971	4,666,614	
		1 出 産 育 児 支 援 金	1,715,615	862,970	852,645	
		2 流行初期医療 確保拠出金等	1	1	0	
		3 子ども・子育て 支援納付金	3,813,969	0	3,813,969	

度の財源内訳		節		説明
定財源	一般財源	区分	金額	
地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円
	3,815,600			
	3,815,500			
			18 負担金、補助及び交付金	3,815,500 葬祭費 3,815,500
	100			
			18 負担金、補助及び交付金	100 傷病手当金 100
	1,678,523	595		
	1,678,523	595		
	1,678,523			
			18 負担金、補助及び交付金	1,678,523 特別高額医療費共同事業拠出金 1,678,523
		595		
			18 負担金、補助及び交付金	595 特別高額医療費共同事業事務費拠出金 595
	5,529,585	0		
	5,529,585	0		
	1,715,615			
			18 負担金、補助及び交付金	1,715,615 出産育児支援金 1,715,615
	1			
			18 負担金、補助及び交付金	1 流行初期医療確保拠出金等 1
	3,813,969			
			18 負担金、補助及び交付金	3,813,969 子ども・子育て支援納付金 3,813,969

款	項	目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年	
						特	
						国府支出金	
			千円	千円	千円	千円	
5	保健事業費		6,069,539	6,152,929	△ 83,390	2,572,136	
	1	健康保持 増進事業費	6,069,539	6,152,929	△ 83,390	2,572,136	
		1	健康診査費	4,379,829	4,545,108	△ 165,279	1,781,172
		2	保健・介護 予防の一体的 実施事業費	1,179,917	1,083,280	96,637	786,611
		3	その他健康 保持増進費	509,793	524,541	△ 14,748	4,353
6	基金積立金		117,600	212,686	△ 95,086		
	1	基金積立金	117,600	212,686	△ 95,086		
		1	医療給付費 準備基金 積立金	117,600	212,686	△ 95,086	
7	諸支出金		1,100	1,168	△ 68		
	1	償還金及び 還付加算金等	1,100	1,168	△ 68		
		1	償 還 金	100	168	△ 68	
		2	還付加算金	1,000	1,000	0	
8	予 備 費		15,000	15,000	0		
	1	予 備 費	15,000	15,000	0		
		1	予 備 費	15,000	15,000	0	
歳 出 合 計			1,471,968,529	1,439,105,723	32,862,806	587,679,765	

度の財源内訳		節		説明
定財源	一般財源	区分	金額	
地方債	その他			
千円	千円	千円	千円	千円
	3,497,403			
	3,497,403			
	2,598,657			
			12 委託料	健康診査費 4,379,829
	393,306			
			12 委託料	保健事業委託料 1,179,917
	505,440			
			18 負担金、補助及び交付金	補助金 509,793
	117,600			
	117,600			
	117,600			
			24 積立金	医療給付費準備基金積立金 117,600
		1,100		
		1,100		
		100		
			22 償還金、利子及び割引料	その他償還金 100
		1,000		
			22 償還金、利子及び割引料	還付加算金 1,000
		15,000		
		15,000		
		15,000		
	879,780,173	4,508,591		

# 給 与 費 明 細

## 1 特別職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	その他の手当
本年度	長 等	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0
	その他特別職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
前年度	長 等	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0
	その他特別職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0
比 較	長 等	0	0	0	0
	議 員	0	0	0	0
	その他特別職	0	0	0	0
	計	0	0	0	0

## 2 一般職

区 分		職 員 数	給 与		
			報 酬	給 料	その他の手当
本 年 度		41	29,882	0	33,392
前 年 度		42	33,399	3,154	42,719
比 較		△ 1	△ 3,517	△ 3,154	△ 9,327

その他の手当 (一般職) の内訳	区 分	時間外勤務 手 当	期 末・勤 勉 手 当	通 勤 手 当	地 域 手 当
	本 年 度	21,762	11,630	0	0
	前 年 度	27,900	14,234	206	379
	比 較	△ 6,138	△ 2,604	△ 206	△ 379

# 書

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 0	千円 0	千円 0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	
0	0	0	

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 63,274	千円 8,389	千円 71,663	
79,272	13,208	92,480	
△ 15,998	△ 4,819	△ 20,817	

債務負担行為で翌年度以降にわたるも  
又は支出額の見込み及び当該年度

事 項	限 度 額	前年度末までの支出（見込）額		当 該 年 度 以 降
		期 間	金 額	
資格確認書等印刷及び封入封緘業務	2,407	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度
高額介護合算療養費 勸奨補助業務	1,105	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度
健康診査受診券及び 歯科健康診査案内に 係る印刷及び 封入封緘業務	91,597	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度
健康診査受診票兼 結果票及び歯科健康 診査受診票に係る 印刷業務	9,611	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度
人間ドック費用助成に 係る資料点検・決定 通知書送付・データ 入力等業務	16,132	—	—	令和8年度 ～ 令和9年度

の につ い て の 前 年 度 末 ま で の 支 出 額  
以 降 の 支 出 予 定 額 等 に 関 す る 調 書

の 支 出 予 定 額	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一 般 財 源
金 額	国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
2,407	0	0	0	2,407
1,105	0	0	0	1,105
91,597	0	0	0	91,597
9,611	0	0	0	9,611
16,132	0	0	0	16,132

議案第 5 号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を  
改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正  
する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 7 日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次 第1章 ～第5章（略） 第6章 罰則（第24条～<u>第27条</u>）</p> <p>（保険料の賦課額） 第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第1項第1号イの規定の基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。</u></p> <p><u>2 前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p><u>3 第1項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>（基礎賦課額の所得割額） 第5条 前条第2項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第22</p>	<p>目次 第1章 ～第5章（略） 第6章 罰則（第24条～<u>第28条</u>）</p> <p>（保険料の賦課額） 第4条 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した<u>所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第2項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。</u></p> <p>【新設】</p> <p>【新設】</p> <p>（保険料の所得割額） 第5条 前条の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）</p>

6号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条の10までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第10条に定める基礎賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(基礎賦課額の被保険者均等割額)

第6条 第4条第2項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第3項に規定する被保険者均等割総額を施行規則第86条第2項の規定により算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 第4条第2項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された基礎賦課額の被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(令和7年度までの保険料の所得割率)

第8条～第8条の9 (略)

第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「令」という。)第7条第1項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率(以下「所得割率」という。)を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第9条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条に定める賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則(平成19年厚生労働省令第129号。以下「施行規則」という。)第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

(1)～(2) (略)

2～3 (略)

(保険料の被保険者均等割額)

第6条 第4条の被保険者均等割額は、第12条第3項に規定する被保険者均等割総額を 施行規則第86条第2項の規定により算定した当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 (略)

(所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第7条 所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。

(所得割率)

第8条～第8条の9 (略)

(令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の所得割率)  
第8条の10 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の所得割率は、0.1151とする。

(令和7年度までの保険料の被保険者均等割額)  
第9条～第9条の9 (略)

(令和8年度及び令和9年度における基礎賦課額の被保険者均等割額)  
第9条の10 令和8年度及び令和9年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、64,931円とする。

(基礎賦課額の賦課限度額)  
第10条 第4条第2項の基礎賦課額は、85万円を限度とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額)  
第10条の2 第4条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第1号に掲げる額を第2号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の4及び第10条の5において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第4条、この条本文及び次条から第10条の6までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第10条の7に定める子ども・子育て支援納付金賦課額の限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、施行規則第86条の2の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

- (1) 第12条の2第2項に規定する所得割総額
- (2) 被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき施行規則第86条の3の規定により算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

【新設】

(被保険者均等割額)  
第9条～第9条の9 (略)

【新設】

(保険料の賦課限度額)  
第10条 第4条の賦課額は、80万円を限度とする。

【新設】

3 第1項の所得割率に小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げ、所得割額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の3 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第12条の2第2項に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額とする。

2 前項の被保険者均等割額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げる。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用)

第10条の4 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全域にわたって均一とする。

(令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率)

第10条の5 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0024とする。

(令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額)

第10条の6 令和8年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,373円とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額)

第10条の7 第4条第3項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、21,000円を限度とする。

(基礎賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

【新設】

(保険料の賦課総額)

第12条 特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条から第10条までの規定に基づき算定

合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「基礎賦課総額」という。)は、特定期間における各年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。)のための収入の額(法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。)の合計額

2 前項の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条の規定により算定される率とする。

3 基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第12条の2 法第104条第2項の規定により広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額(第14条又は第15条に規定する基準に従い第4条及び第10条の2から第10条の7までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額(以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、当該年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た

される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の合計額の合計額(以下「賦課総額」という。)は、特定期間における各年度の第1号に掲げる合計額の見込額から第2号に掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) (略)

(2) 法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用(後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入の額の合計額

2 前項の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料の額の合計額の合計額の割合として施行規則第89条の規定により算定される率とする。

3 賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額のすべての後期高齢者医療広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して施行規則第90条の規定により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

【新設】

額を前条第1項の予定保険料収納率で除して得た額とする。

(1) 子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

(2) 法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の1/2に相当する額を除く。）の合計額

2 子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の4/8分の5/2に相当する額に、当該年度の広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者

（所得の少ない者に係る保険料の減額）

第14条 所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。

(1) 当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第4項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同法第314条の2第2項第1号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第3号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者

(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に31万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加

(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この号、次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に属する被保険者当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額

(2) 当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に305,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者 当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額

(3) 当該年度の賦課期日において、前2号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が、同条第2項第1号に定める金額(被保険者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該世帯に属する被保険者の数に560,000円を乗じて得た

算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第1項の規定より減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額  
2～3（略）

金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第1項の規定より減額される被保険者を除く。）当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額  
2～3（略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の規定は、令和8年度以後の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（令和8年度及び令和9年度における保険料の減免の特例）

3 広域連合長は、令和8年度及び令和9年度の本則第14条第1項第1号の区分の被保険者に係る被保険者均等割額（本則第4条第2項に規定する基礎賦課額に係る被保険者均等割額に限る。以下本条において同じ。）について、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に100分の2を乗じて得た額を減ずることができる。

議案第6号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条  
例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年大阪府  
後期高齢者医療広域連合条例第13号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「100分の12」を「100分の12.8」に改める。

第15条第2項第2号中の表を次のように改める。

（次のよう 別記）

第20条第2項中「100分の125」を「100分の126.25」に、  
「100分の105」を「100分の106.25」に改める。

第23条第2項中「100分の105」を「100分の106.25」に、  
「100分の125」を「100分の126.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

（次のよう 別記）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用する。

(第15条第2項第2号関係)

自転車等の片道の使用距離	通勤手当の額
5キロメートル未満	2,000円
5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
10キロメートル以上15キロメートル未満	7,300円
15キロメートル以上20キロメートル未満	10,400円
20キロメートル以上25キロメートル未満	13,500円
25キロメートル以上30キロメートル未満	16,600円
30キロメートル以上35キロメートル未満	19,700円
35キロメートル以上40キロメートル未満	22,800円
40キロメートル以上45キロメートル未満	25,900円
45キロメートル以上50キロメートル未満	29,100円
50キロメートル以上55キロメートル未満	32,300円
55キロメートル以上60キロメートル未満	35,500円
60キロメートル以上	38,700円

別表第1 行政職給料表 (第4条関係)

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	給料月額							
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	195,200	268,800	311,500	363,500	400,400	452,000	521,100	579,500
2	196,300	269,900	312,900	365,600	402,500	454,100		
3	197,500	271,000	314,300	367,600	404,700	456,000		
4	198,600	272,000	315,800	369,500	406,900	458,000		
5	199,700	273,200	317,600	371,500	409,100	459,600		
6	200,800	274,100	319,500	373,600	411,500	461,400		
7	201,900	275,200	321,400	375,200	414,000	463,200		
8	203,000	276,500	323,300	377,100	416,500	465,200		
9	204,100	277,500	325,100	379,200	418,700	467,000		
10	205,600	278,200	326,800	381,000	420,800	468,600		

11	206,900	279,300	328,700	382,600	422,700	469,900		
12	208,200	280,200	330,400	384,500	424,700	471,600		
13	209,400	281,200	332,500	386,200	426,700	472,900		
14	211,000	282,200	334,300	388,100	428,600	474,400		
15	212,500	283,200	336,000	389,900	430,300	475,800		
16	213,900	284,300	337,700	391,900	432,300	477,300		
17	214,900	285,100	339,400	394,000	434,200	478,600		
18	216,800	286,600	340,800	395,900	435,900	479,900		
19	218,100	287,900	342,500	397,600	437,500	481,100		
20	219,500	289,100	344,100	399,500	439,200	482,100		
21	221,400	290,600	346,000	401,400	441,000	482,900		
22	224,100	291,700	348,000	403,000	442,600	483,300		
23	226,700	292,900	349,800	404,400	444,000	483,700		
24	229,200	294,000	351,500	406,100	445,600	484,100		
25	231,900	295,400	353,200	407,800	447,000	484,300		
26	233,500	296,800	355,000	409,100	448,200	484,700		
27	235,200	297,900	356,800	410,500	449,300	485,100		
28	236,800	299,300	358,600	411,900	450,500	485,600		
29	238,100	300,500	360,100	413,300	451,600	486,200		
30	238,500	301,500	361,800	414,500	452,900	486,600		
31	239,300	302,700	363,400	415,500	454,100	487,000		
32	240,000	303,900	365,000	416,700	455,400	487,400		
33	240,800	305,300	366,600	417,700	456,300	487,900		
34	241,400	306,800	368,300	418,800	457,100	488,200		
35	242,000	308,200	369,600	419,800	457,700	488,600		
36	242,800	309,700	371,000	420,900	458,200	489,000		
37	243,600	311,000	372,500	421,800	458,600	489,300		
38	244,600	312,400	373,600	422,500	459,000	489,700		
39	245,600	313,800	374,600	423,200	459,300	490,100		

40	246,400	315,100	375,900	423,900	459,700	490,500		
41	249,200	316,600	377,000	424,600	460,000	490,800		
42	250,800	318,100	377,800	425,300	460,300	491,100		
43	252,400	319,400	378,800	425,900	460,600	491,400		
44	254,000	320,700	379,700	426,300	460,900	491,600		
45	255,100	322,100	380,400	426,700	461,100	491,800		
46	256,500	323,500	381,200	426,900	461,300			
47	258,100	324,800	381,900	427,100	461,500			
48	259,700	326,200	382,900	427,300	461,700			
49	260,700	327,300	383,600	427,500	461,900			
50	261,700	328,500	384,100	427,700	462,100			
51	262,800	329,600	384,400	427,900	462,300			
52	263,900	331,000	385,000	428,100	462,500			
53	265,100	332,300	385,300	428,300	462,700			
54	266,000	333,600	385,900	428,500	462,900			
55	267,100	334,900	386,400	428,700	463,100			
56	268,500	336,100	386,900	428,900	463,300			
57	269,300	337,300	387,200	429,100	463,500			
58	270,100	338,200	387,900	429,300				
59	271,000	339,100	388,600	429,500				
60	271,800	340,000	389,300	429,700				
61	272,500	340,700	389,900	429,900				
62	273,100	341,500	390,500	430,100				
63	273,700	342,300	391,200	430,300				
64	274,500	343,100	391,900	430,500				
65	275,100	343,700	392,100	430,700				
66	276,100	344,200	392,500	430,900				
67	277,000	344,800	392,800	431,100				
68	277,900	345,400	393,100	431,300				

69	278,600	346,100	393,400	431,500				
70	279,400	346,800	393,700	431,700				
71	280,300	347,500	394,000	431,900				
72	281,100	348,200	394,300	432,100				
73	281,800	348,500	394,700	432,300				
74	282,700	349,100	395,000					
75	283,500	349,700	395,400					
76	284,400	350,300	395,800					
77	285,000	350,600	396,000					
78	285,500	351,100	396,200					
79	286,300	351,600	396,400					
80	287,100	352,100	396,600					
81	287,900	352,500	396,800					
82	288,800	353,000	397,000					
83	289,700	353,400	397,200					
84	290,500	353,900	397,400					
85	291,300	354,100	397,600					
86	292,200	354,600	397,800					
87	293,100	355,000	398,000					
88	293,900	355,500	398,200					
89	294,700	355,800	398,400					
90	295,600	356,300						
91	296,400	356,800						
92	297,100	357,300						
93	297,800	357,500						
94	298,500	357,700						
95	299,100	358,200						
96	299,700	358,700						
97	300,400	358,900						

98	300,900	359,300						
99	301,300	359,700						
100	302,000	359,900						
101	302,600	360,100						
102	303,100	360,300						
103	303,600	360,500						
104	304,100	360,700						
105	304,500	361,000						
106	304,700	361,200						
107	304,900	361,400						
108	305,100	361,600						
109	305,300	361,800						
110	305,500	362,000						
111	305,700	362,200						
112	305,900	362,400						
113	306,100	362,600						
114	306,300							
115	306,500							
116	306,700							
117	306,900							
118	307,200							
119	307,500							
120	307,800							
121	308,100							
122	308,500							
123	308,900							
124	309,100							
125	309,300							
126	309,700							

127	309,900							
128	310,100							
129	310,300							
130	310,500							
131	310,700							
132	310,900							
133	311,100							
134	311,300							
135	311,500							
136	311,700							
137	311,900							
138	312,100							
139	312,300							
140	312,500							
141	312,700							
142	312,900							
143	313,100							
144	313,300							
145	313,500							
146	313,700							
147	313,900							
148	314,100							
149	314,300							
150	314,500							
151	314,700							
152	314,900							
153	315,100							
154	315,300							
155	315,500							

156	315,700							
157	315,900							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

## 別表第2 医療職給料表（第4条関係）

### イ 医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
1	202,300	286,800	326,900	376,900	396,700
2	203,700	287,600	328,800	378,600	399,000
3	205,100	288,400	330,600	380,400	401,300
4	206,500	289,100	332,400	382,200	403,600
5	207,700	289,600	334,300	384,000	406,000
6	209,600	290,100	336,200	386,100	408,500
7	211,400	290,600	338,100	388,100	411,000
8	213,200	291,100	339,900	390,100	413,500
9	214,800	291,600	341,600	392,100	416,100
10	216,400	292,300	343,200	394,200	418,300
11	218,100	293,000	344,700	396,200	420,600
12	219,600	293,700	346,300	398,200	422,900
13	220,900	294,200	347,800	400,000	424,800
14	223,000	295,500	349,600	401,800	426,800
15	225,000	296,800	351,400	403,300	428,600
16	227,000	298,000	353,200	405,000	430,600
17	228,900	299,200	355,100	406,700	432,300
18	230,800	300,300	356,900	408,200	434,300

19	232, 700	301, 500	358, 700	409, 700	436, 300
20	234, 500	302, 600	360, 400	411, 200	438, 400
21	236, 400	303, 700	362, 100	412, 600	440, 200
22	238, 000	304, 900	363, 500	413, 900	441, 800
23	239, 500	306, 100	365, 000	415, 100	443, 200
24	241, 000	307, 300	366, 500	416, 400	444, 800
25	246, 500	308, 400	368, 000	417, 300	446, 400
26	247, 100	309, 700	369, 500	418, 500	447, 700
27	247, 900	311, 000	371, 000	419, 700	449, 000
28	248, 600	312, 200	372, 500	420, 900	450, 300
29	249, 300	313, 400	373, 900	421, 800	451, 500
30	250, 000	314, 900	375, 200	422, 600	452, 500
31	250, 700	316, 400	376, 500	423, 400	453, 500
32	251, 400	317, 800	377, 800	424, 200	454, 500
33	252, 100	319, 200	379, 000	424, 700	455, 500
34	252, 800	320, 700	380, 000	425, 300	456, 500
35	253, 500	322, 100	381, 000	425, 900	457, 500
36	254, 300	323, 400	382, 000	426, 400	458, 300
37	254, 900	324, 700	382, 900	426, 600	459, 000
38	256, 000	326, 100	383, 600	426, 800	459, 400
39	257, 100	327, 500	384, 400	427, 000	459, 800
40	258, 200	328, 900	385, 200	427, 200	460, 100
41	259, 400	330, 300	385, 900	427, 400	460, 300
42	260, 500	331, 600	386, 900	427, 700	460, 500
43	261, 600	332, 900	387, 900	427, 900	460, 700
44	262, 800	334, 200	388, 900	428, 100	460, 900
45	263, 500	335, 400	389, 600	428, 300	461, 100
46	264, 400	336, 500	390, 500	428, 500	461, 300
47	265, 200	337, 600	391, 400	428, 700	461, 500

48	266,000	338,800	392,300	428,900	461,700
49	266,800	340,000	392,800	429,100	461,900
50	267,600	340,900	393,600	429,300	462,100
51	268,400	341,800	394,400	429,500	462,300
52	269,200	342,700	395,200	429,800	462,500
53	270,100	343,600	395,700	430,000	462,700
54	270,700	344,500	396,400	430,300	
55	271,300	345,300	397,100	430,500	
56	271,900	346,100	397,800	430,700	
57	272,600	346,700	398,400	430,900	
58	273,500	347,500	399,100	431,100	
59	274,300	348,300	399,700	431,300	
60	275,100	349,000	400,200	431,500	
61	275,800	349,500	400,400	431,700	
62	276,700	350,100	400,800		
63	277,500	350,700	401,100		
64	278,300	351,300	401,400		
65	279,100	351,700	401,800		
66	280,000	352,400	402,200		
67	280,900	353,100	402,500		
68	281,800	353,800	402,800		
69	282,700	354,300	403,100		
70	283,600	354,900	403,500		
71	284,400	355,500	404,000		
72	285,200	356,100	404,400		
73	285,800	356,400	404,600		
74	286,500	357,000	404,900		
75	287,200	357,600	405,200		
76	287,900	358,200	405,500		

77	288,500	358,400	405,800		
78	289,400	358,900	406,100		
79	290,200	359,400	406,400		
80	290,900	359,900	406,700		
81	291,600	360,100	407,000		
82	292,300	360,500	407,300		
83	292,900	360,900	407,600		
84	293,500	361,200	407,900		
85	294,100	361,400	408,200		
86	294,800	361,800	408,400		
87	295,500	362,200	408,600		
88	296,100	362,600	408,800		
89	296,800	363,100	409,000		
90	297,500	363,500			
91	298,200	363,900			
92	298,900	364,200			
93	299,500	364,400			
94	300,100	364,700			
95	300,600	365,000			
96	301,100	365,200			
97	301,700	365,400			
98	302,100	365,600			
99	302,500	365,800			
100	302,800	366,000			
101	303,100	366,200			
102	303,500	366,400			
103	303,900	366,600			
104	304,300	366,800			
105	304,500	367,000			

106	304,700				
107	304,900				
108	305,100				
109	305,400				
110	305,600				
111	305,800				
112	306,000				
113	306,200				
114	306,400				
115	306,600				
116	306,800				
117	307,000				
118	307,200				
119	307,400				
120	307,600				
121	307,800				
122	308,000				
123	308,200				
124	308,400				
125	308,600				
126	308,800				
127	309,000				
128	309,200				
129	309,400				
130	309,600				
131	309,800				
132	310,000				
133	310,200				
134	310,400				

135	310,600				
136	310,800				
137	311,000				
138	311,200				
139	311,400				
140	311,600				
141	311,800				
142	312,000				
143	312,200				
144	312,400				
145	312,600				
146	312,800				
147	313,000				
148	313,200				
149	313,400				
150	313,600				
151	313,800				
152	314,000				
153	314,200				
154	314,400				
155	314,600				
156	314,800				
157	315,000				

備考 この表は、薬剤師、栄養士及び歯科衛生士に適用する。

ロ 医療職給料表（二）

職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円

1	222,300	285,400	303,500	329,800	355,900
2	223,700	286,900	304,200	330,900	357,900
3	225,200	288,400	305,100	332,200	359,900
4	226,600	289,800	305,900	333,500	361,900
5	228,000	290,900	306,600	334,700	363,700
6	229,500	291,400	307,600	336,200	365,700
7	231,000	291,800	308,800	337,800	367,800
8	232,500	292,200	309,900	339,400	369,700
9	233,700	292,500	310,800	341,000	371,700
10	235,300	292,700	311,600	342,300	373,300
11	236,800	293,100	312,400	343,600	374,800
12	238,300	293,600	313,300	344,900	376,300
13	239,900	293,800	314,400	346,200	378,200
14	242,000	294,000	315,300	347,600	380,000
15	244,000	294,300	316,400	349,000	381,900
16	246,200	294,600	317,500	350,500	383,800
17	257,900	294,800	318,400	352,000	385,600
18	260,400	295,000	319,400	353,500	387,500
19	262,600	295,200	320,600	354,900	389,200
20	264,900	295,400	321,800	356,200	391,200
21	267,200	295,600	322,900	357,600	393,000
22	268,600	296,100	324,300	358,900	395,000
23	269,900	296,800	325,800	360,200	396,800
24	271,200	297,300	327,200	361,500	398,800
25	272,500	297,800	328,400	363,200	400,700
26	272,700	298,700	329,700	364,800	402,300
27	272,900	299,700	330,800	366,400	403,800
28	273,100	300,700	331,900	368,000	405,300
29	273,300	301,500	333,100	369,500	407,000

30	273,700	302,300	334,400	371,100	408,900
31	274,100	303,100	335,700	372,600	410,800
32	274,500	304,000	337,000	374,200	412,600
33	274,800	304,900	338,200	375,500	414,300
34	275,400	305,800	339,400	376,800	416,000
35	276,000	306,700	340,700	378,200	417,800
36	276,600	307,600	341,800	379,700	419,600
37	277,200	308,400	342,800	381,200	421,300
38	278,400	309,100	343,800	382,200	423,100
39	279,700	309,800	344,900	383,400	424,900
40	281,100	310,600	345,900	384,500	426,700
41	282,900	311,500	347,100	385,800	428,300
42	283,600	312,500	348,200	387,200	429,800
43	284,300	313,800	349,400	388,500	431,400
44	285,000	315,100	350,600	389,800	433,000
45	285,500	316,200	351,800	391,200	434,100
46	285,800	317,300	353,000	392,400	435,300
47	286,100	318,300	354,200	393,600	436,500
48	286,400	319,200	355,500	394,800	437,700
49	286,800	320,000	356,200	395,900	438,900
50	287,000	321,100	357,400	396,900	440,100
51	287,200	322,200	358,500	397,900	441,300
52	287,400	323,300	359,600	398,900	442,500
53	287,700	324,400	360,600	399,700	443,500
54	287,900	325,400	361,500	400,400	444,500
55	288,100	326,500	362,500	401,100	445,500
56	288,300	327,400	363,400	401,600	446,400
57	288,500	328,500	364,500	402,000	447,200
58	289,100	329,500	365,700	402,300	447,900

59	289,600	330,500	366,900	402,700	448,600
60	290,100	331,400	368,100	403,100	449,200
61	290,700	332,500	368,900	403,400	449,700
62	291,500	333,400	370,000	403,700	450,200
63	292,300	334,500	371,100	404,100	450,700
64	293,100	335,600	372,200	404,500	451,100
65	293,800	336,500	373,000	404,800	451,400
66	294,600	337,600	374,100	405,100	451,800
67	295,400	338,700	375,100	405,400	452,200
68	296,200	339,800	376,200	405,700	452,500
69	297,000	340,500	377,100	405,900	452,800
70	298,000	341,500	377,900	406,100	
71	299,000	342,400	378,700	406,300	
72	300,000	343,300	379,500	406,500	
73	300,900	344,300	380,300	406,700	
74	301,600	345,100	380,700	406,900	
75	302,400	346,000	381,200	407,100	
76	303,200	346,900	381,700	407,300	
77	304,000	347,800	382,100	407,500	
78	305,100	349,000	382,500	407,700	
79	306,200	350,200	382,900	407,900	
80	307,300	351,400	383,300	408,100	
81	308,300	352,500	383,700	408,300	
82	309,300	353,600	384,000	408,500	
83	310,300	354,700	384,300	408,700	
84	311,300	355,800	384,600	408,900	
85	312,200	356,800	384,800	409,100	
86	313,300	357,800	385,100	409,300	
87	314,400	358,800	385,300	409,500	

88	315,500	359,800	385,500	409,700	
89	316,700	360,600	385,700	409,900	
90	317,700	361,300	385,900		
91	318,700	362,100	386,100		
92	319,600	362,900	386,300		
93	320,400	363,600	386,500		
94	321,300	364,200	386,700		
95	322,200	364,800	386,900		
96	323,000	365,400	387,100		
97	323,900	365,800	387,300		
98	324,800	366,300	387,500		
99	325,800	366,700	387,700		
100	326,800	367,200	387,900		
101	327,700	367,700	388,100		
102	328,800	368,000	388,300		
103	329,800	368,400	388,500		
104	330,700	368,800	388,700		
105	331,300	369,300	388,900		
106	331,900	369,700			
107	332,400	370,100			
108	333,000	370,500			
109	333,500	370,800			
110	333,900	371,200			
111	334,300	371,600			
112	334,600	372,000			
113	334,900	372,300			
114	335,400	372,600			
115	335,900	372,900			
116	336,400	373,200			

117	336,900	373,500			
118	337,400	373,800			
119	337,900	374,100			
120	338,400	374,400			
121	338,800	374,700			
122	339,200	375,000			
123	339,500	375,200			
124	339,800	375,400			
125	340,000	375,600			
126	340,300				
127	340,600				
128	340,900				
129	341,300				
130	341,600				
131	341,900				
132	342,200				
133	342,400				
134	342,700				
135	343,000				
136	343,300				
137	343,500				
138	343,800				
139	344,100				
140	344,400				
141	344,600				
142	344,900				
143	345,200				
144	345,500				
145	345,800				

146	346,100				
147	346,400				
148	346,700				
149	347,000				
150	347,200				
151	347,400				
152	347,600				
153	347,800				
154	348,000				
155	348,200				
156	348,400				
157	348,600				
158	348,800				
159	349,000				
160	349,200				
161	349,400				
162	349,600				
163	349,800				
164	350,000				
165	350,200				

備考 この表は、保健師、看護師及び准看護師に適用する。

議案第7号

大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する  
条例の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一  
部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和2年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="241 746 719 1222"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>402,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>450,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>506,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>653,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>763,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>895,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～3 (略)</p>	号給	給料月額 (円)	1	<u>402,000</u>	2	<u>450,000</u>	3	<u>506,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>653,000</u>	6	<u>763,000</u>	7	<u>895,000</u>	<p>(特定任期付職員の給与の特例) 第7条 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1135 746 1612 1222"><thead><tr><th>号給</th><th>給料月額 (円)</th></tr></thead><tbody><tr><td>1</td><td><u>393,000</u></td></tr><tr><td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr><tr><td>3</td><td><u>495,000</u></td></tr><tr><td>4</td><td><u>562,000</u></td></tr><tr><td>5</td><td><u>639,000</u></td></tr><tr><td>6</td><td><u>747,000</u></td></tr><tr><td>7</td><td><u>876,000</u></td></tr></tbody></table> <p>2～3 (略)</p>	号給	給料月額 (円)	1	<u>393,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>495,000</u>	4	<u>562,000</u>	5	<u>639,000</u>	6	<u>747,000</u>	7	<u>876,000</u>
号給	給料月額 (円)																																
1	<u>402,000</u>																																
2	<u>450,000</u>																																
3	<u>506,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>653,000</u>																																
6	<u>763,000</u>																																
7	<u>895,000</u>																																
号給	給料月額 (円)																																
1	<u>393,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>495,000</u>																																
4	<u>562,000</u>																																
5	<u>639,000</u>																																
6	<u>747,000</u>																																
7	<u>876,000</u>																																

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大阪府後期高齢者医療広域連合一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は令和7年4月1日から適用する。

議案第8号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例の件

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年2月27日提出

大阪府後期高齢者医療広域連合長 野田 義和

大阪府後期高齢者医療広域連合条例第 号

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例

大阪府後期高齢者医療広域連合職員定数条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第4号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>47</u>人</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(定数外の職員)</u></p> <p><u>第4条 次に掲げる職員の数は、定数の外に置くものとする。</u></p> <p><u>(1) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業をしている職員</u></p> <p><u>(2) 大阪府後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年大阪府後期高齢者医療広域連合条例第9号）第15条の規定による介護休暇を取得している職員</u></p> <p><u>(3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17第1項の規定により他の地方公共団体から派遣される職員の</u></p>	<p>(定数)</p> <p>第2条 職員の定数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 広域連合長の事務部局の職員 <u>42</u>人</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><b>【新設】</b></p>

うち、派遣元の地方公共団体から地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定による休職処分を受けている職員

2 前項に掲げる職員がその職務に復帰することにより定数を超えるときは、当該職員の数は、職務に復帰した日から起算して1年を超えない期間に限り、定数の外に置くものとする。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

